

3 福保医人第 2 1 7 号
令和 3 年 4 月 1 6 日

各特別区保健衛生主管部長 殿

東京都福祉保健局医療政策部長事務取扱
福祉保健局理事 矢 沢 知 子
(公 印 省 略)

「医師法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の
一部改正について (周知)

平素より都の保健医療施策に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記の件について、厚生労働省から、別添のとおり通知がありましたので、周知します。

記

1 送付通知

- (1) 「医師法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について
(令和 2 年 3 月 3 1 日付医政発 0 3 3 1 第 9 8 号厚生労働省医政局長通知)
- (2) 医師法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について
(令和 3 年 3 月 3 1 日付一部改正医政医発 0 6 1 2 0 0 4 号)
- (3) 【新旧対照表】医師法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について
- (4) 「医師法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正の概要
(令和 3 年 3 月 2 1 日付け厚生労働省医政局長通知)

2 その他

公益社団法人東京都医師会及び都内各病院管理者には、都から別途通知いたします。

(問合せ先)

東京都福祉保健局医療政策部
医療人材課人材計画担当
電話 0 3 (5 3 2 0) 4 5 5 2 (直通)

医政発0331第98号

令和3年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」
の一部改正について

今般、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号。）により、臨床研修病院の指定権限が都道府県へ移譲されたこと、臨床研修病院の定員設定の枠組みが法定化されたこと等に伴い、別添のとおり「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知。以下、本通知という。）の一部を改正し、令和3年（2021年）の4月1日より施行することとしたので、貴職におかれては、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

(照会先)

厚生労働省医政局医事課

医師臨床研修推進室

TEL:03-5253-1111 (内線 4142、2567)

Mail:ishi-kensyu@mhlw.go.jp

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正の概要（令和3年3月31日付け厚生労働省医政局長通知）

1. 制度の概要

臨床研修病院の指定を受けようとする場合の手続き等は、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令及び「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日医政発第0612004号。以下「施行通知」という。）に規定されている。

2. 改正の趣旨

現状通知内で形骸化している内容の削除や文言の修正を踏まえた所要の改正

3. 改正の概要

（1）臨床研修病院の移転等の際の取扱いの規定（通知第2の4）

医師臨床研修部会において申し合わせ事項であった移転等の取扱いについて指定申請の項目に盛り込んだ。

（2）基礎研究医プログラムの定員配分の取扱いの規定（通知第2の5）

医師臨床研修部会の審議を踏まえ、決定された基礎研究医プログラムの定員配分方法について盛り込んだ。

（3）募集定員上限設定における変更（通知第2の23）

医師臨床研修部会の審議を踏まえ、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の募集定員計算方法の見直しを行った。

（4）都道府県が臨床研修病院へ定員を配分する際の参酌する規定の削除

（通知第3の3）

各都道府県における臨床研修病院への配分については、その権限のもと、当該項目を参酌せずとも配分可能であるため、当該項目を削除した。

4. 施行日

令和3年4月1日

